

いま手渡したいこと

子どもたちに文化を
教師にあこがれと自由を

私は前回、障害がある場合の教育に固有の課題を、「障害をもつて生きる社会の主人公を育てる」ということばで示し、学校教育法などのいう「障害による：困難を克服するための知識技能」をどう理解するかという問い合わせについて、野津保さんの実践記録を紹介しました。実践記録の中で、私がとりわけ注目したのは、野津さんとの学びを通して育まれた、「これは、ほくの車いすだけど、ほくだけの車いすじゃない」というAくんの認識です。Aくんのこの認識は、Aくんが、自分（たち）の機能障害を補うためのさまざまな「工夫」を生み出す専門家と、その下に蓄積された専門的な技術の存在に気づきはじめている姿だと考えたからです。Aくんのことばをよりどころとして、私は、「障害による：困難を克服するための知識技能」とは、障害のある人たちの人間らしい暮らしを実現するために、人類が努力を重ねて生み出してきた文化にほかならず、それを子どもたちに伝え

第9回 合理的配慮を考える



奈良教育大学
越野和之

こしの かずゆき／1964年生まれ、奈良教育大学教授。専門は障害児教育学。全国障害者問題研究会委員長。著書に『子どもからはじめる算数—すべての子どもに学ぶ喜びを』(共著) (全障研出版部、2017年)など。

る教育実践は、「子どもに文化を手渡す」という教育実践の原則的なすじみちに位置づけて構想されるべきだと述べたのでした。

「障害による困難」と社会制度

ところで、電動車いとの出会いという場面を例にとったことで、「障害による：困難を克服するための知識技能」の内容を、(人間)工学的な技術としてイメージされた方もあるかもしれません。もちろん、そのような技術やその背景をなす諸科学は、機能障害を一つの要因としてもたらされる日常生活・社会生活上の困難を軽減していく上できわめて重要です。しかし、いくら工学上の技術が進歩しても、それを生かして生産される電動車いすなどが高価だったり、入手する際の費用をみずからで賄わなければならないとしたら、せっかくの技術も、ごく限られた人の生活改善にしか寄与しないでしょう。

いや、車いすを製作し、多様な機能障害のある人たち一人ひとりにそくして改良していくためには、多様なユーザーがそれを使用し、その結果を技術者にフィードバックすることが欠かせないことを考えれば、先に述べたような状態では、車いす製作技術の進歩自体がおぼつかないかもしれません。

電動車いすを必要とする多くの人が、それを利用できる条件をつくりだしているのは、わが国の現行制度で言えば、障害者総合支援法に根拠をもつ「補装具費支給制度」などの社会制度です。こうした社会制度なしには、電動車いすの普及も、それにともなう技術 자체の発展も実現しません。つまり、「障害による：困難を克服するための知識技能」(＝文化)とは、工学や医学などの

技術だけではなく、そうした技術等をみずから生活に生かす道を多数の障害児者に開くための社会制度なども含んで成り立っているものなのです。

「障害者は社会進歩の現段階と諸科学の到達段階およ

び利用上の制約によって、治療困難なしかも社会生活を営む上でもいちじるしく困難な障害とハンディキャップをもっている人ひとであるといえる」。

これは、田中昌人さんが一九七〇年代半ばにおいて示した「障害者」の定義です(田中昌人編『障害児問題』一九七五年、ミネルヴァ書房)。「障害」の概念は二〇世紀の最後の四半世紀において大きな発展を遂げており、その水準から見れば、右の定義にも不分明なところはあるでしょう。しかし、障害のある人たちの直面する困難を、「社会進歩の現段階」と「諸科学の到達段階」およびその「利用上の制約」という三者との関係でとらえようとする視点は、今日においてもきわめて重要です。

合理的配慮つてなに？

「障害による：困難を克服するための知識技能」についての考察を通して、それは、障害のある人たちの人間らしい生活を実現するために重ねられてきた人類の努力の成果としての文化であること、そこには科学技術などばかりではなく、科学技術の成果などを多くの人が利用できるようにするための社会制度なども含まれることを述べてきました。ここで言う社会制度のあり方にについて、二一世紀初頭の段階で人類が到達した一つの水準を示しているのが障害者権利条約(以下「条約」)です。条約が提起した新しい概念の一つに「合理的配慮」があります。この新しい概念とかかわって、しばしば耳に